

富山家庭裁判所委員会（第36回）開催議事概要

1 開催日時

令和3年7月5日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

有藤直樹，飯倉正和，澁谷輝一，新森英二，西岡剛，西川浩夫，堀内照美，山下委希子，

【説明者】

山田主任家裁調査官

【裁判所】

北林首席家裁調査官，横島次席家裁調査官，山田主任家裁調査官，萩原家裁首席書記官，藤口家裁訟廷管理官，河合地裁事務局長，廣田家裁事務局長，藤田家裁事務局次長，東家裁総務課長，内山家裁総務課課長補佐，小林地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 新任委員の紹介及び挨拶
- (2) 委員長代理の指名
- (3) 委員長挨拶
- (4) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告
- (5) 議事「少年の再非行防止の取組について」

ア 概要説明

イ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

裁判所職員の採用広報について

6 次回の開催日時

令和4年1月20日（木）午後2時

(別紙)

意見交換

(○委員, ●委員長, ■裁判所)

【教育的措置の内容の充実について】

- これまで行われてきた集団的な教育的措置が現在ではできなくなっているため、個別での教育的措置を行っていくに当たってどのようなことができるのかについて御意見を賜りたい。
- P T Aのなかではインターネットに関わる事柄が話題に上ることが多い。そのインターネットに関する教育が学校に任せっきりになっていることから、まずは家庭において親が教育すべきものであると思うので、子どもを教育する前に親を教育することが大切であると感じている。県内では県教育委員会が主体となって「親学び講座」という事業が行われているが、この講座は犯罪を犯していない子どもの親が集まって学び合うものであるが、犯罪を犯した子どもの親を教育する形をとることができればと思う。
- 親への直接的な働き掛けは大切だと思う。例えば、裁判所や学校が連携して地域別の会合を実施し、親に薬物の恐ろしさを改めて再確認してもらうための教育的措置を検討してみてはどうか。
- 少年の課題に合わせた本を読み聞かせたり、自分自身で読んで気付きを得てもらい、その反省文を書いて反省を促すことや、スポーツで汗を流し自分自身のしたことを考えてもらい、精神を鍛えてもらうようなこともできるのではないか。
- 普段から加害と被害は背中合わせだと思いながら子どもと接しているが、この加害少年は、実は被害者ではないかと思うことがある。例えば、少年が騙された結果犯罪に手を染めてしまったり、とても親切にしてもらったので性的な要求を断り切れずに被害に遭ったりすることもよくある。そのため、子ども自身が自分を正しく守る術（例えば、距離の取り方や断り方など。）について、学校と協力しながら小学生の段階から学ぶ機会があればよいと思う。なお、少し発達に偏りがあると

か、ハンディを持った子どももいるので、その子どもに合わせた教え方で教育的な配慮をしてもらえたらと思う。

■ 家庭裁判所調査官が行う教育的措置の中でも、例えば、自分を正しく守る術を身に付けるなどという大事な事柄については「ソーシャルスキルトレーニング」という技法を用いて、その少年の発達状況に合わせてながら身に付けてほしいことの本質的な部分について理解をしてもらっているところである。今後更にそのスキルを磨いていきたい。

○ 最近では清掃活動といった教育的措置があまり行われていないとのことであるが、人と関わる体験が減っていると思うので、ボランティアのような体験型の教育的措置がもう少し増えるとよいと思う。

○ 医学、心理学、教育心理学などといった専門家が集まるケース会議において、少年や親を交え、多面的で継続的なアセスメント（評価）をして支援してもらうシステムがあれば効果的だと思う。

○ 清掃活動、ボランティア及び動物園関係施設での作業が逆に懲罰的に感じる少年はいないか。その一方で、最近の子どもを見ていると、相手の気持ちを思いやりたり考えたりするところが欠けているため、たやすく罪を犯してしまうように感じている。そういう意味では、万引き被害を考える教室は、被害者の気持ちを知る機会を与えて相手の立場に共感する感情を芽生えさせることが可能になるのではないかと思う。また、昔「覚醒剤やめますか。それとも人間やめますか。」というCMがあったが、薬物を使い続けると、その結果どうなるのかという危機感を植え付けるような教育的な配慮も必要だと思う。

● ボランティア活動の教育的措置が懲罰的に捉えられないために、どのような配慮をしているか。

■ 対象となる少年についてどのように働きかければ立ち直ってくれるのかというところからスタートしている。例えば、自尊心の回復が必要な少年や、「悪いことをしたのだから一つ良いことを世の中にして返そう。」という思いが見てとれる少

年については、保護者と一緒にボランティア活動に参加することを勧めているが、事前に断ってもよいと告げるなど強制ととられないように配慮している。また、ボランティア活動には、少年や保護者だけに参加してもらうのではなく、協力団体又は家庭裁判所調査官も一緒に参加してその様子をしっかりと観察しながらフォローをし、高い効果が上がるような形での取り組みを行っている。

【補導委託先の開拓について】

- 試験観察の中で、実際に仕事の間を与える、ボランティア活動の間を与える、あるいは少年によっては生活の間を与えることによって立ち直りのサポートをする補導委託について御意見を賜りたい。
- 制度趣旨は違うが、技能実習といった就労支援や精神障害の就労継続支援を行っている所へアプローチしてみてもどうか。
- これまでは裁判所が準備した施設や篤志家に補導委託をしていたが、その少年の特色に合わせた補導委託先を探す必要があるのではないか。例えば、手先が器用な少年にはそれが活かせる補導委託先を紹介できれば良いと思う。そのような補導委託先において、その少年の良さを活かしながら自分を認めてもらえる体験をしてもらうことが大事ではないか。
- 補導委託は人格的に立派な方が引き受けていると思うので、その方から紹介してもらうのが良いと思う。団体よりも、具体的には民宿、クリーニング屋など夫婦で経営し、懇切丁寧な指導が期待できるところがよいのではないか。また、ロータリークラブのような慈善事業団体、富山経済同友会、商工会議所、富山県経営者協会、富山県中小企業団体中央会といった経済団体に話をもちかけて、補導委託を引き受けてくださる方を募集するアプローチの方法もあると思う。
- 様々な業界団体の総会のシーズンが五、六月なので、その際に直接働き掛けてみてどうか。
- 現在、裁判所の補導委託先は宿泊できる所が2か所と通所できる所が6か所であり、数としては足りているが、建設業や飲食業の補導委託先があればさらに少年

の特性に応じた処遇が広がるものと考えている。

- 例えば、県内の建設業で過去に受け入れてもらった所に再度お声がけして見てはどうか。
- ハローワークが情報を多く保有しているのではないか。ハローワークの職員と連携を取り合ってみると良いアドバイスが得られるのではないかと思う。
- ライオンズクラブやロータリークラブの会員には建設業の方もいるので、合同事務所に少年の補導委託について説明したパンフレットを持参して、集会で話をさせてほしいとお願いをすればどうか。もともとボランティアに関心が高い方が集まっている団体なので、企画を考えてくれるかもしれない。補導委託先として受託する際の経営リスクという視点については、今まで補導委託先においてトラブルは発生していないことの具体的なアピールが必要ではないか。
- 富山県では、中学校2年生が地域の様々な企業に1週間、職業体験に行く「14歳の挑戦」の取り組みを続けている。おそらく学校側が地域の方々と交渉して体験先を準備しているのだろうと思うが、その中には飲食店や建設業を含めてかなりの数のお店の協力があると思うので、それをうまく活用できないか。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の教育的措置の内容の充実や補導委託先の開拓についての運用の参考とさせていただきたい。